

米原歴史文化街道

米原市の歴史・文化財を歩く ①71

雨を求めて

―江戸時代、柏原の雨乞い行事―

江戸時代の暮らしと雨

江戸時代に生きていた人々にとって、雨は欠かすことの出来ないものでした。雨は飲み水となり、そして田畑をうるおす、まさに「天の恵み」です。そして、村に住む人々は、毎年のように河川や用水路の整備を行い、農地へ水を確保できるようにしていました。しかしながら、土木技術が未熟な江戸時代、水の安定供給は簡単ではなく、天候の影響をまともに受けてしまいます。天候の不順はたちまちに農作物へ被害を与え、その年の作物の出来や収穫量に影響し、凶作となることもありました。

江戸時代の人々は、天候不順や自然災害といった、人の力が及ばないことが起こると、神や仏に祈りを捧げ、事態の終息を願いました。なかでも雨が降らず日照りとなった場合は、「雨乞い」を行います。市内の雨乞い行事としては、太鼓踊りが知られています。これは、神仏に対して太鼓や鉦を鳴らし、悪霊を追い払い、雷鳴に似た太鼓の音を聞いた雨の神が錯覚して雨を降らしてくれるというものです。雨が降れば、そのお礼として再び太鼓踊り

を行い、感謝を伝えました。

そこで今回は、太鼓踊り以外の雨乞い行事について、古文書から見ていきたいと思えます。

柏原での雨乞い行事のすがた

柏原に残された古文書『萬留帳』には、嘉永六年（一八五三）の雨乞いについての記録があります。この年は五月上旬から雨が降らず、飲料水も不足します。はじめに、「市場寺」（現在は廃寺）にて五日間の雨乞いの祈禱が行われます。次に三日間の祈禱を経て、五日間の雨乞い滝詣で行われます。この滝は、霊仙山中にある「お滝」という、村の人々が雨乞い祈願のために訪れた場所と考えられます。

しかし、これでも雨は降らなかつたため、七月には成菩提院の寺宝である「不動尊霊仏」に五日間の雨乞い祈禱を捧げます。ここで少々の雨が降つたようですが、農地へは不十分でした。このため、改めて五日間の雨乞い滝詣を行い、最後には村役人が修験道者と一緒に村内の神社一〇か所を回ります。この年はおよそ三カ月に渡り、手法や場所を変えて、

村の人々は何度も何度も雨乞い祈願をしました。

このように神仏に祈りを捧げ、ついに雨が降ったとき、村の人々は歓喜に湧きます。寛文十一年（一六七二）には、七月下旬に雨乞いを行ったところ、たちまちに雨が降つたことから、八月に二日間の「御礼之踊」を行っています。また文化三年（一八〇六）には、七月中旬に雨乞いを行い、その結果として雨が降つたことから、九月上旬に二日間に渡って神仏に対するお礼の「笠躍」を行うとの記録があります。

このように、江戸時代の人々は様々な手段で雨乞いを行い、雨を降らせた神仏へお礼の踊りを行うことで、その感謝を表したのでした。（生涯学習課）

参考資料「柏原宿萬留帳調査報告書」第1、4、6巻、「山東町歴史写真帳」



雨乞い祈禱が行われた成菩提院

消費生活相談コーナー

作業依頼後の追加料金請求に注意!

ネットで見つけた業者に不用品の回収を依頼したところ作業後に高額な料金を請求された。



消費生活相談員より一言

「追加費用一切なし」と広告されていても追加料金を請求されることがあります。依頼前に必ず複数社から見積りを取り、作業当日の見積りは避けましょう。なお、見積りを依頼したその場で契約した場合や、ネット広告の表示額と実際に請求された金額に大差がある場合などは、クーリング・オフが適用できる可能性があります。

「おかしいな」と思ったら、一人で悩まず、まずは消費生活相談窓口へご相談ください。

市 消費生活相談窓口(本庁舎)
相談専用 ☎53-5110
(受付) 平日 9時30分～16時

米原警察署情報

米原警察署 ☎52-0110

緊急時の音声以外の110番通報について

聴覚や発話に困難がある人が緊急時に110番通報できる仕組みとして、
・メール110番システム(滋賀県警独自システム)
・110番アプリシステム(全国警察共通システム)
・電話リレーサービス(総務省)
がありますが、メール110番システムは令和5年11月末をもって廃止されます。12月以降は110番アプリシステムまたは電話リレーサービスをご利用ください。詳細は右記QRコードから。



110番アプリシステム



電話リレーサービス



令和5年市内交通事故数(7月末時点)

件数 36件(-13件) 死者 2人(+1人)
傷者 47人(-16人) ※()内は前年比